

大学設置基準等の見直し に関する検討状況について

令和4年1月31日
文部科学省



中央教育審議会大学分科会質保証システム部会に係るこれまでの経緯

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会は、平成30年の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。
- 第10期において「質保証システム全体を通じた考え方／質が保証されている大学」について議論を行い、具体的な質保証システムの見直しに係る議論に入るための足場固めの議論を行った上で、第11期の議論が行われている。
- 第8回部会（令和3年6月15日）において、グランドデザイン答申と第10期における議論を踏まえ「学修者本位の教育の実現」と「社会に開かれた質保証」の実現が見直しに係る大きな方針であること、各制度を見直していくに当たっての視座として①客観性の確保、②透明性の向上、③先導性・先進性の確保（柔軟性）、④厳格性の担保を確認。
- 第11回部会（9月17日）において、制度面に関して専門的・技術的な事項について調査審議を行う作業チームの設置を決定。
これまでに2回の作業チーム会合（第1回：11月26日、第2回：12月10日）を開催。第12回部会（令和4年1月7日）において、作業チームの素案に基づき審議。

教育未来創造会議（令和3年12月27日）（総理発言抜粋）

本日は、有識者の皆様方に、教育未来創造会議の第1回目の議論をお願いいたしました。御協力に心から感謝を申し上げます。教育・人材育成といった人への投資は成長の源泉です。誰もが夢や希望を持てる未来を創造できるよう、教育・人材育成に政府一丸となって全力を挙げて取り組んでまいります。

本日の議論にも関連し、特に、直ちに取組を進める事項として、3点申し上げたいと思います。

1点目として、イノベーションを創出する官民の人材育成を強化していくため、人材育成への投資や大学等の機能強化を強力に推進いたします。今後の我が国の成長に向けて、全国に拠点大学を指定し、大学の学部等の再編や文系理系の枠を超えた地域人材育成のための取組を先導してまいります。

2点目として、高等教育の新たな可能性を切り拓（ひら）いていくため、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育を進めてまいります。対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さをいかし、大学等の創意工夫でオンライン教育を現行の単位上限を超えて実施できるようにするなど、規制を緩和する特例を設けてまいります。

3点目として、世界と伍する研究大学の実現や大学法人のガバナンス強化に向けて、大学の経営改革を着実に進めてまいります。取りまとめたものから順次、速やかに関連法案を提出できるよう準備を進めてまいります。

また、萩生田経済産業大臣においても、デジタル・グリーンなどの成長分野の未来を見据え、産業界の視点を踏まえた産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿を示すようお願いいたします。

後藤厚生労働大臣においても、地域等のニーズに対応した教育訓練について、大学にも参加いただき協議を行う場を各都道府県に整備するよう、次期通常国会提出に向けて法案の準備をお願いしたいと思います。加えて、労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進に向けた3年間4,000億円の施策パッケージについて、大学や関係省庁としっかり連携して進めるようお願いいたします。

この会議においては、大学等の機能強化、学びの支援、学び直しの環境整備について、引き続き議論の上、来年の初夏までに第一次提言の取りまとめを行い、速やかに実行に移してまいりたいと考えています。

本日の議論を踏まえ、末松大臣を中心として、関係閣僚が連携し、政府全体として取り組んでいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

質保証システムの見直しについて（素案） 概要

第9回中央教育審議会
大学分科会質保証システム部会
（令和4年1月7日）
資料1-1

1. 質保証システムで保証すべき「質」について

- 教育の質＝学生の学びの質と水準。
- 研究の質＝持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備等が行われていることについて、一定程度確認していくことも検討すべき。

2. 見直しの方向性

- 見直しの方針：①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現
見直しの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

3. 各質保証システムの見直し

（1）大学設置基準・設置認可審査

<大学設置基準・設置認可審査の見直しの背景>

①時代の変化に対応しつつ将来を見据えた設置基準全体の見直し②共通となる最低基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させていくような見直しが求められている。

<大学設置基準・設置認可審査の見直しの方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、内部質保証の学位プログラムを基礎とした実施を明確化。
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 「学位プログラム」に関する教員や事務職員、各種組織に関する規定を再整理。
- 「一の大学に限り」という現行の「専任教員」の在り方を見直し。
- 「図書」や「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 柔軟な教育課程編成のための、国際通用性等を踏まえた単位制度運用の柔軟化。
- 内部質保証等の体制の機能を前提とした、教育課程等に係る特例制度の新設。
- スポーツ施設等の厚生補導施設の各大学の実情や必要性に応じた整備。等

（2）認証評価制度

<認証評価の見直しの背景>

○大学の教育研究活動の状況（学修の質や水準、研究環境整備等）が十分に評価できているのか、評価機関による評価結果や評価水準の違い、評価結果の利用しづらさ、評価に伴う大学の負担の増加、「不適合」となった大学に対する評価の綿密化といった指摘。受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。

<認証評価制度の見直しの方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形への充実。
- 認証評価を受けることの意義の向上。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮した、認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 設置計画履行状況等調査における指摘事項等も併せ、各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化。

（3）情報公表

<情報公表制度の見直しの背景>

○法令上公表が義務化されている項目では学生の学びの質や水準を見ることができない、大学によって情報公表の取組に差があるなど、各大学における徹底した情報公表の取組と情報公表を促進するための環境整備が求められている。

<現時点での情報公表制度に関する見直しの方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- どのような項目がどのような手法で公表されていることを担保することが適当かの検討。
- ベンチマークの提示等、「大学ポートレート」の機能の充実。等

（4）その他

<現時点でのその他事項に関する見直しの方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドライン策定や教育課程等に係る特例制度の新設。

【客観性の確保】

- 設置認可の教員審査における業績の考え方について具体的に周知。
- 大学等が有する施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知。

定員管理について

	事項	現状	課題	見直しの方向性	効果
法令及び運用	大学設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理。 収容定員に応じ、専任教員数や校地校舎の面積等をそれぞれ算定。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織に着目した規定となっており、プログラムを実施するための人員配置ではなく、組織を維持するための人員配置となりがち。 大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の収容定員に基づく管理の在り方は維持しつつ、学部等連携課程制度の活用を促進。 ※設置基準の関連規定（専任教員数や校地校舎の面積等）については上記観点も踏まえながら、今後、各個別論点で検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き学科・課程を単位とすることで、学位プログラムとしての教育の質を維持しつつ、柔軟な学部学科の編成を促進する。
	設置認可審査（設置認可の単位）	<ul style="list-style-type: none"> 収容定員に応じ、設置基準に照らして専任教員数や校地校舎の面積等を審査することに加えて、学生確保の見通しも審査。 		<ul style="list-style-type: none"> 設置基準の見直しの検討に合わせて対応。 	
政策上の取扱い	設置認可審査（定員超過の際の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> 学部単位の平均入学定員超過率が一定値以上の場合には認可をしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平均入学定員超過率を、平均「収容定員」超過率に見直し。 その際、厳格な成績管理との両立を図る観点から、過年度在学学生を含めた質保証は別途検討。 	<ul style="list-style-type: none"> より柔軟な学部学科の編成を可能とする。
	経常費の配分等の財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 私立大学等経常費補助や国立大学運営費交付金において、学部単位・大学単位で収容定員や入学定員の超過率に応じた減額措置等の措置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため、一部の受験生が不安定な状況に置かれている。 毎年度大幅に基盤的経費が増減すると安定した大学経営や教育研究が困難になる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源配分における算定の単位を、入学定員による単年度管理から収容定員による複数年度管理に見直し。（※定員管理は収容定員に一本化の上、教育の質の確保のための収容定員管理の厳格化を検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 大学にとっては入学者調整の負担軽減となり、受験生にとっては不安定な状況が緩和される可能性がある。 中長期を見据えた計画的な教育研究運営・投資環境の確保に係る、単年度あるいは突発的な事態の影響を緩和。

參考資料

第11期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会[※]について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

検討の視点

- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

論点

- ✓ 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について
- ✓ 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ✓ 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ✓ 情報公開の在り方について
- ✓ 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ✓ 質保証を支える人材の育成について
- ✓ オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方について
- ✓ その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

（令和3年6月15日時点）

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長
土屋恵一郎	千葉工業大学特任教授、明治大学元学長
曄道 佳明	上智大学長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
林 隆之	政策研究大学院大学教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
宮内 孝久	神田外語大学長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

◎：部会長、○：副部会長
下線は作業チーム委員

（これまでの状況）関係団体等からヒアリングを実施し、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。
（今後の予定）質保証システムの見直しのコンセプトに基づき、質保証システムの各要素についての具体的な改善方策を検討。

第10期・第11期 大学分科会質保証システム部会の審議経過

第10期大学分科会質保証システム部会

第1回 令和2年7月3日

- 部会長の選任等について
- 第10期大学分科会質保証システム部会の運営について
- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第2回 令和2年7月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

第3回 令和2年8月31日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・一般社団法人国立大学協会
山崎 光悦副会長（金沢大学 学長）
- ・一般社団法人公立大学協会
清水 一彦副会長・第2委員会委員長
（山梨県立大学 理事長・学長）
- ・一般社団法人日本私立大学連盟
田中 優子常務理事（法政大学 総長）
- ・日本私立大学協会
佐藤 東洋士会長（桜美林大学 理事長・総長）
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
長谷川 壽一理事

第4回 令和2年9月28日

- 我が国の高等教育の質保証システムの在り方について

【関係団体からのヒアリング】

- ・全国公立短期大学協会 村井 美代子副会長
（三重短期大学 学長）
- ・日本私立短期大学協会 川並 弘純常任理事
（聖徳大学短期大学部 理事長・学園長・学長）

第5回 令和2年11月25日

（テーマ） 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング
米澤 彰純 東北大学国際戦略室副室長・教授
林 隆之 委員（政策研究大学院大学教授）

第6回 令和2年12月23日

（テーマ） 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング
森 利枝 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教授
浅野 茂 山形大学学術研究院教授
大森 昭生 委員（共愛学園前橋国際大学学長）
- 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング
高橋 陽一 公益財団法人私立大学通信教育協会理事長
岩永 雅也 放送大学学園副学長

第7回 令和3年1月25日

（テーマ） 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

- 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング
小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授
- 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング
近田 政博 神戸大学大学教育推進機構教授
山中 明生 公立千歳科学技術大学理工学部長・教授
土屋 恵一郎 委員（千葉工業大学特任教授，元明治大学学長）

第11期大学分科会質保証システム部会

第8回 令和3年6月15日

- 部会長の選任等について
- 質保証システムの見直しについて

第9回 令和3年7月7日

- 質保証システムの見直しについて

【有識者からのヒアリング】

- 島田 敬士 九州大学大学院システム情報科学研究院 教授
- 山田 剛史 関西大学教育推進部 教授

第10回 令和3年8月4日

- 質保証システムの見直しについて

第11回 令和3年9月17日

- 質保証システムの見直しについて

第12回 令和4年1月7日

- 質保証システムの見直しについて

作業チーム設置

- ・専門的・技術的な事項の調査審議
- ・質保証システムの見直し素案を整理

質保証システム部会における作業チーム

作業チームの設置について

中央教育審議会令第6条第4項及び中央教育審議会運営規則第4条第5項の規定に基づき、制度面に関して専門的・技術的な事項について調査審議を行う作業チームを以下のとおり設置する。作業チームは、調査審議が終了したときには廃止するものとする。作業チームの審議状況は、適宜、質保証システム部会に報告するものとする。

質保証システム部会

(所掌事務)

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

作業チーム

(所掌事務) 質保証システムの制度面の専門的・技術的な事項について調査審議を行う。

作業チームメンバー

日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
浅田 尚紀	奈良県立大学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学長
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
杉谷 祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
米澤 彰純	東北大学国際戦略室副室長・教授

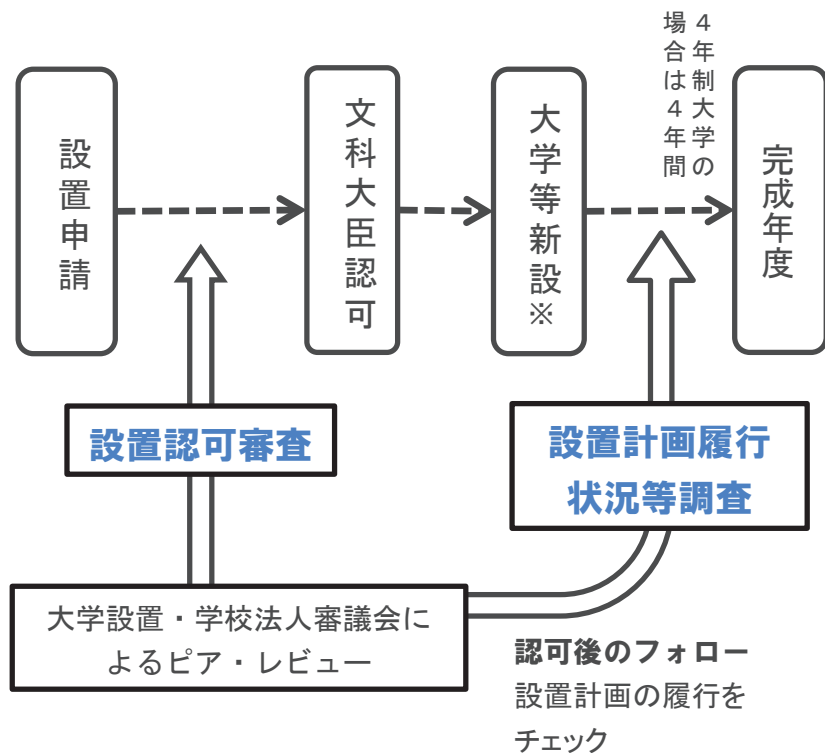
審議経過

- 第1回 令和3年11月26日 (大学設置基準等)
- 第2回 令和3年12月10日 (大学設置基準等、情報公表)

我が国の大学の質保証のイメージ図

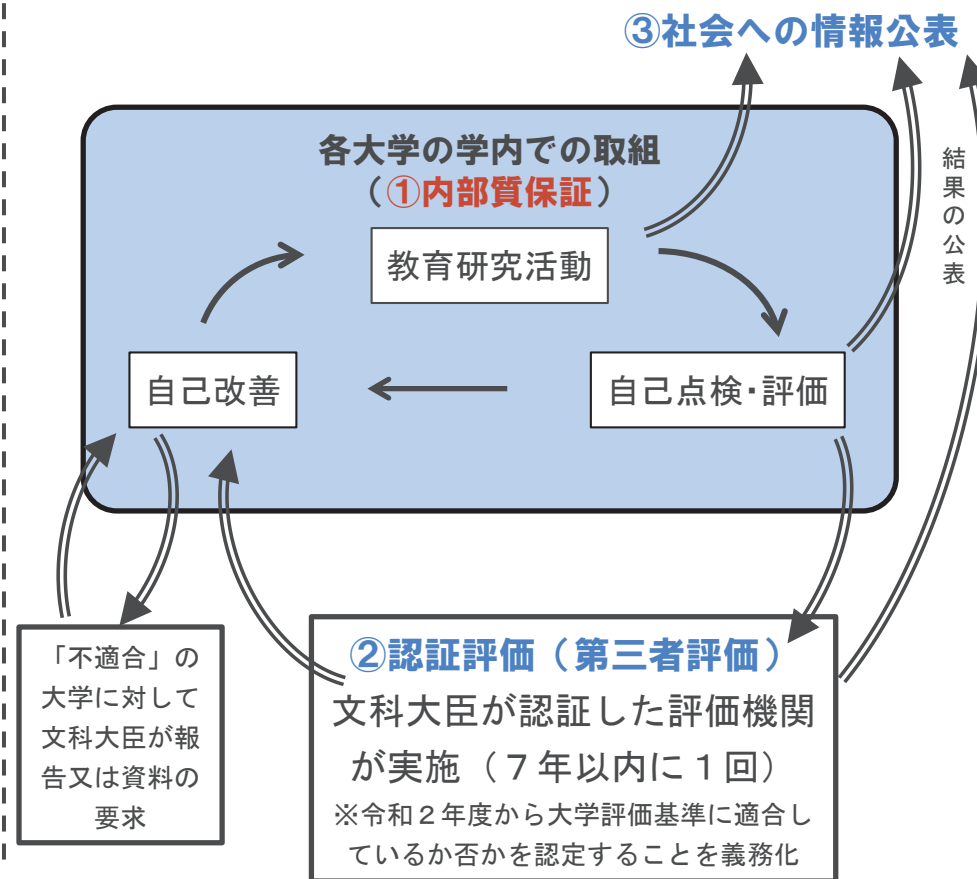
【設置認可審査等による入口における質保証】

(大学の設置申請から完成年度までの質保証)



※新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が既に授与している学位の種類及び分野と同じ場合は、届出による設置が可能（文部科学大臣の認可を要しない）

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



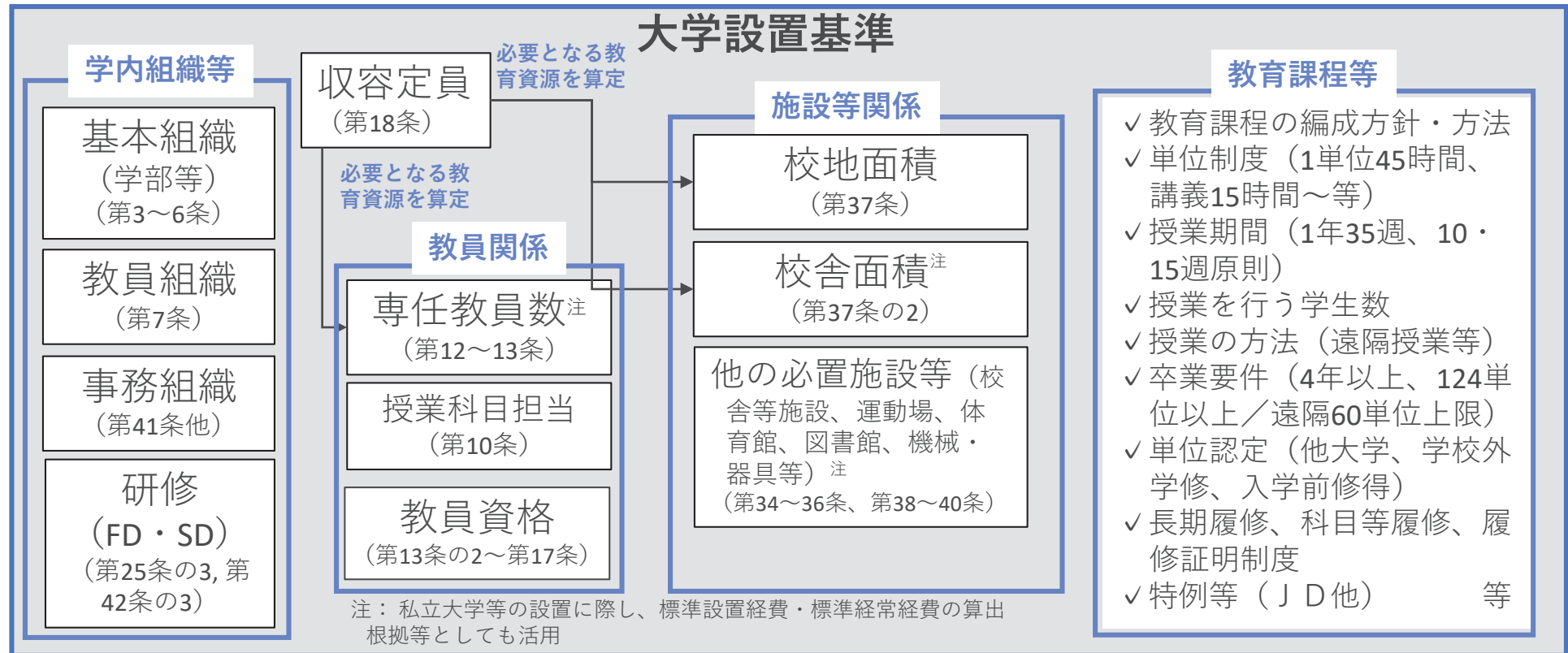
大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

第9回中央教育審議会
大学分科会質保証システム部会
(令和3年7月7日)
資料4-1を基に作成

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。(学校教育法第3条)
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。(大学設置基準第1条)



事前規制

新たな組織 (大学、学部等) の設置

- ・ 上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査 (AC)**を実施

事後チェック

設置後の組織 (大学、学部等) 運営

- ・ **自己点検・評価**
- ・ **認証評価 (法令適合性の確認含む)**
- ・ **情報公表 (義務及び奨励)**

大学設置基準について（組織関係規定）

○教職協働

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

○教員組織

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

○事務組織

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

○研修

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

大学設置基準について（教育課程①）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 （略）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（参考：単位互換表（The UMAP単位互換方式（UCTS：UMAP Credit Transfer Scheme））>

国/地域	UCTS	アジア	米国	欧州 (ECTS)	英国 (CATS)
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	-----	-----

※ECTS – 欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構 (QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国とECTSとの単位換算原則 (2008年) に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度 (CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme) を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】

『UMAP交換留学プログラムおよびUMAP単位互換方式 (UCTS) 利用者ガイド』

大学設置基準について（教育課程②）

（一年間の授業期間）

第二十二條 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第二十三條 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（卒業の要件）

第三十二條 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～5 （略）

（参考）学校教育法

第八十七條 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 （略）

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等①）

（校地）

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等②）

（校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、收容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る收容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等③）

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（略）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（略）が最大である学部についての同表に定める面積（略）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（略）を合計した面積を加えた面積（略）以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）
文学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係		2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係		4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$

別表第三 ハ(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）	八〇〇人までの面積（平方メートル）	一〇〇〇人までの面積（平方メートル）	一二〇〇人までの面積（平方メートル）	一四〇〇人までの面積（平方メートル）	一六〇〇人までの面積（平方メートル）	一八〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの面積（平方メートル）
文学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係		一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係		三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

大学設置基準について（校地、校舎等の施設及び設備等④）

（図書等の資料及び図書館）

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

教育再生実行会議第十二次提言（6/3）における遠隔授業の考え方

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

（コロナ禍を契機とした遠隔・オンライン教育の普及・進展）

こうした状況を踏まえて、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考えるに当たって、次の3つの視点が重要です。

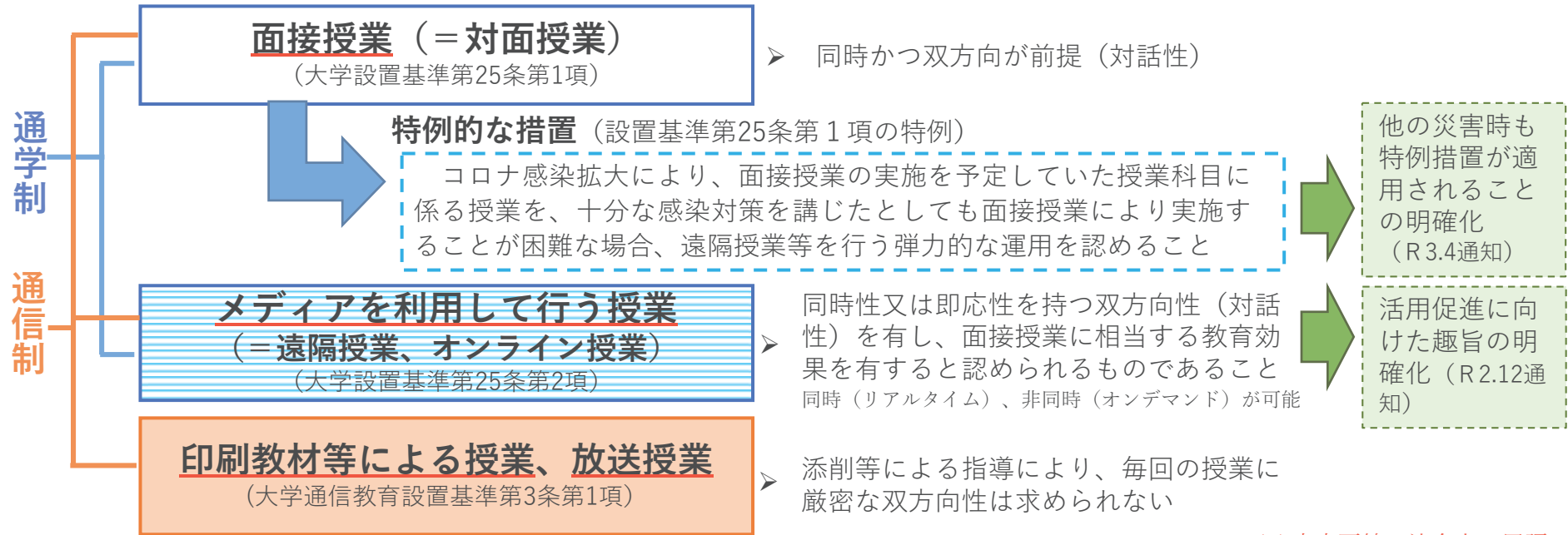
第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りをすることはありませんという点です。このため、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要です。また、教育のデジタル化により、学修ログを集め学生の学修内容や理解度をデータとして可視化して教育効果を評価することや、それらのデータに基づき教育改善を行うことも必要です。

第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するための場だけでなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないことに留意する必要があります。

第三に、多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較をする必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

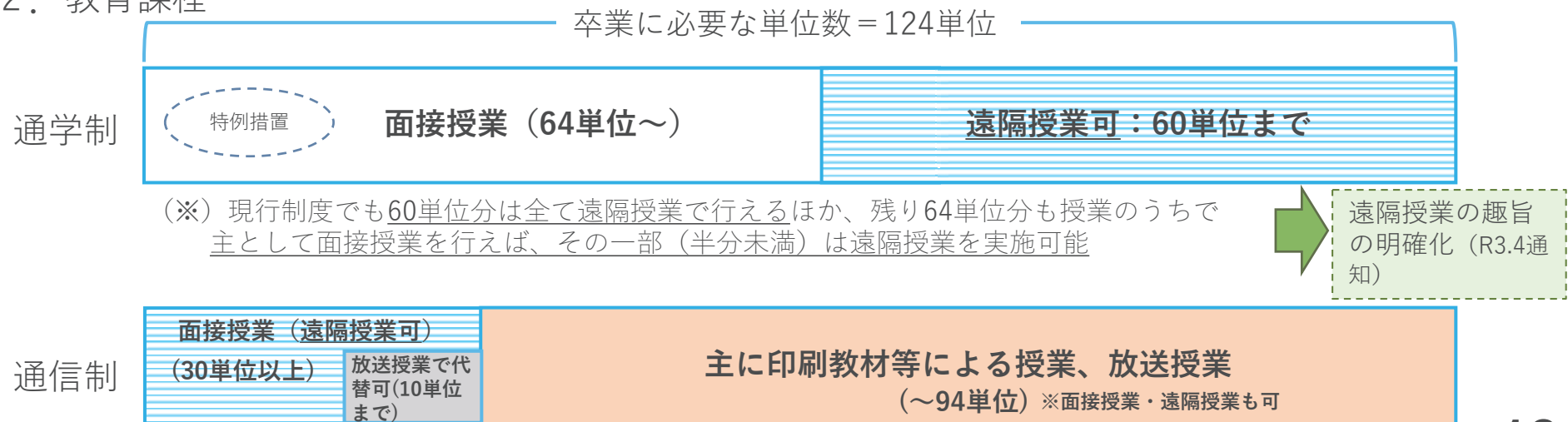
大学における授業の方法と教育課程

1. 授業の方法



※ 赤字下線は法令上の用語

2. 教育課程



(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例: サイバー大学、ビジネス・ブレイクスルー大学)

新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名

方法：国立教育政策研究所及び大学等の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、学生が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

- ①宣言地域内・外、②国・公・私・高専、③学生数の規模別（3段階）で層化し、学生数を比例配分することにより、約60校を抽出。各学校で、学部や学年のバランスを考慮し、50名程度を抽出し、調査を実施。
- **概ね、実際の学生数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）の11都府県

地域「内」	64.0%
地域「外」	36.0%

（2）国公立大学・高等専門学校別の別

国立大学	21.9%
公立大学	6.0%
私立大学	68.7%
高等専門学校	3.4%

（3）学年

学部・短大1年（高専4年）	25.5%
学部・短大2年（高専5年）	26.3%
学部・短大3年	21.8%
学部4年	13.1%
学部5年以上	2.2%
大学院生	11.1%

その他、

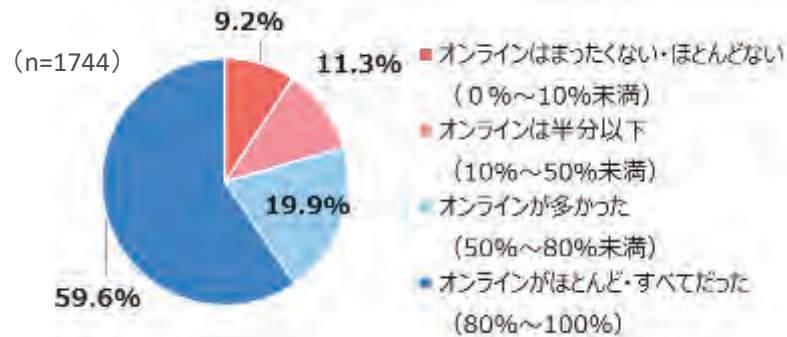
- ・学部の割合は過去の調査と比較して、特段偏りなく抽出できている。
- ・男女比も概ね均等。

1. オンライン授業について

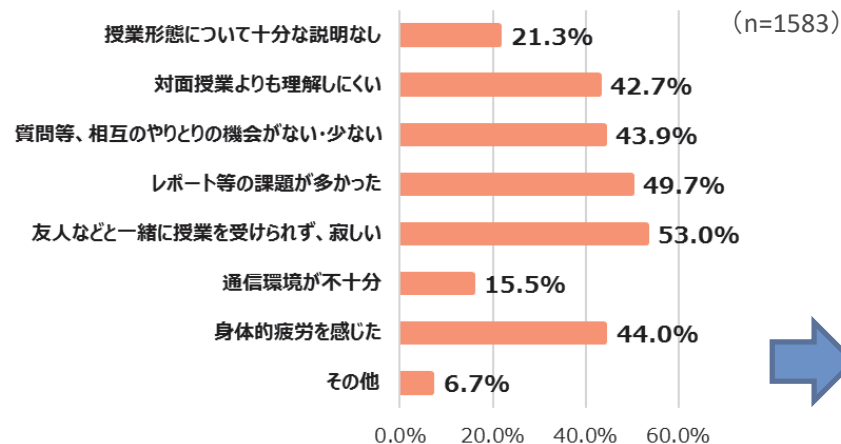
- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学修できること**が多く回答された一方で、悪かった点として、**友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくい**などが多く回答された。

(1) オンライン授業の割合 (令和2年度後期)

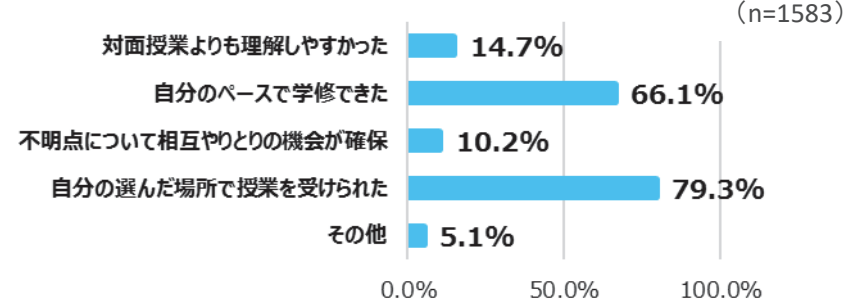
以前実施した、令和2年度後期授業の実施方針における調査では、「ほとんど遠隔」と回答した大学等は約15%であったが、学生の履修した科目から見ると、ほとんどオンラインだった学生は6割にのぼった。



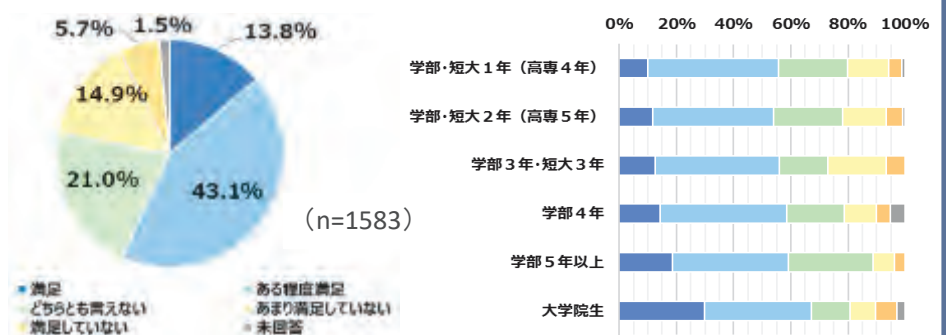
(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度 (左: 全体、右: 学年別)



その他、回答者の周りの学生の満足度についても質問したところ、「満足」及び「ある程度満足」の合計が37.9%であったのに対し、「あまり満足していない」及び「満足していない」の合計が24.6%。

理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生もおり (満足していない: 5.7%、あまり満足していない: 14.9%)、オンライン授業の実施に当たっては、学生の声を丁寧に聞き、質の向上に努めることが必要。²¹

大学における授業に関する法令上の規定等

○大学設置基準（昭和31年10月22日）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条

- 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

○大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）①

1. 遠隔授業の実施に関する取扱い

- 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信設置基準第6条の規定により、同令第3条第1項で定める大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみ卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせ教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

- 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

大学等における遠隔授業の取扱いについて（令和3年4月2日高等教育局長通知）②

3. その他

- 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（5月22日時点）」を更新する形で示す予定であること。
- 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- 1. 2. で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

遠隔授業の活用等に係るQ & A（令和3年5月14日事務連絡）（抄）

問9 遠隔授業の実施方法として、一度に対面で受講する人数を制限し、一部の者は面接授業により、残りの者は遠隔授業（同時双方向）により受講させる授業を交互に行う場合、このような授業科目の扱いはどのように考えるか。【新規】

- 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。

問10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】

- 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】

- 問10と同様、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。

問12 1つの授業科目の受講者を2グループに分け、15コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】

- 面接授業として取り扱うためには、例えば、全員の対面での参加を求める授業を1回以上設けるなど、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業</p> <p>遠隔授業可：60単位まで</p> <p>・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p>	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>②30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>③ ②のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>

○構造の違い

学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p> <p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p>	<p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p> <p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p> <p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p> <p>(出典) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(H24.12.19)</p>
-----------------------	---	--

定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	<p>(収容定員 (学部))</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>(8,000人以上の大学は140%)</p> <p>(入学定員 (学部))</p> <p>0% 90% 100% 130%</p> <p>(4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)</p>	<p>(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150% (140%)</p> <p>(入学定員) ※左記の仕組みは存在しない</p>
---------------------------	---	---

コスト ・ 教員数/施設	<p>○ 国立大学 (入学料・授業料 ※4年分) 約240万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部 (各々収容定員4,000人、1学科のみ) とする大学の場合の試算 (教員数・校舎面積)</p> <p>(教員数) 143人 (校舎面積) 62,641m²</p>	<p>○ 放送大学 (入学料・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円</p> <p>(教員数) 42人 (校舎面積) 12,440m²</p> <p>注: インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</p>
--------------------	---	--

定員の取扱い

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等においてペナルティがある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
	4000人以上			4000人未満		
大学規模 (収容定員)						
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

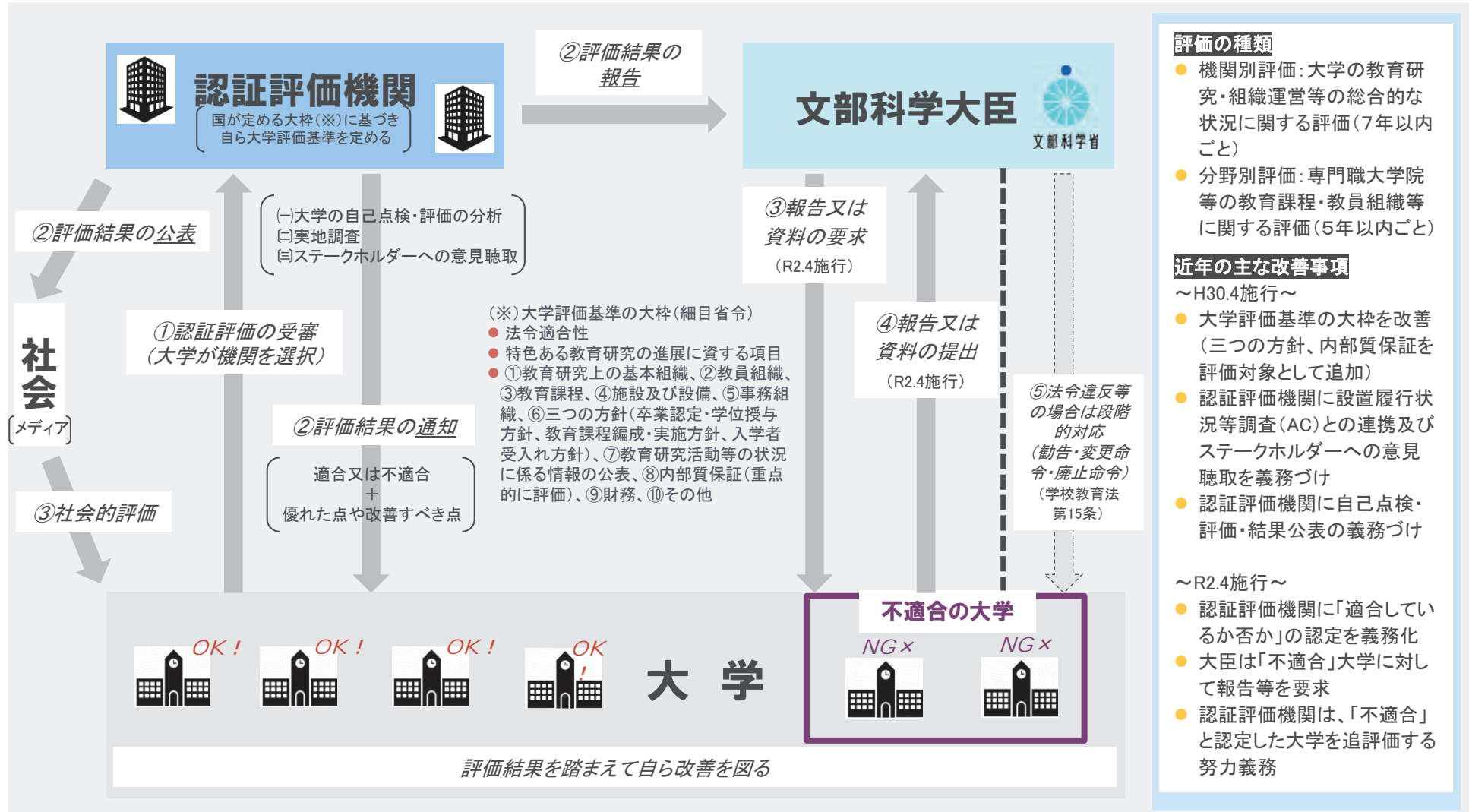
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



大学の情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

【学校教育法施行規則】

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
 - 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ヘ（略）
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ（略）